

## 新型インフルエンザ発生時等における対処要領（案）

政府は、新型インフルエンザが国内外で発生し又はその疑いがある場合に、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するため、緊急かつ総合的な対応を行うため、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 19 年 10 月 26 日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 19 年 3 月 26 日新型インフルエンザ専門家会議）及び「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、以下を標準として対処する。対処に当たっては、事態の状況に応じて、事態の変化に柔軟かつ的確に対応する。

### I 海外における新型インフルエンザ発生疑いがある場合の措置

#### 1 海外における新型インフルエンザ発生疑いを把握した場合の措置

- (1) 鳥との接触歴がなく、血縁関係にない人の中での鳥インフルエンザ（H5N1 型インフルエンザ）の感染が確認されるなど、海外における新型インフルエンザ発生疑いがある事態を厚生労働省が把握した場合には、内閣情報調査室（内閣情報集約センターを指す。以下同じ。）に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した官邸危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）勤務員は、直ちに内閣官房関係部局及び原則として、関係省庁に連絡する。
- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告等を集中的に行うため、危機管理センターに情報連絡室を設置する。関係省庁は、事態に関する情報を情報連絡室に報告する。
- (4) 内閣官房副長官補（内政）は、速やかに新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処（在外邦人保護、検疫体制の強化、感染症危険情報の発出、追加書類徴収による査証審査の厳格化、新型インフルエンザの発生が疑われる国にある在外公館関係者等へのプレパンデミックワクチンの接種等）について協議・決定する。また、検疫実施空港・港湾の集約化、停留の実施、外国人への査証発給制限等水際での封じ込めに関する措置について検討を開始することを決定する。

## **2 海外における新型インフルエンザ発生の疑いが強まった場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、WHOの動向や新型インフルエンザの発生が疑われる国の状況等、海外における新型インフルエンザ発生の疑いが強まったと判断される事態を把握した場合には、情報連絡室に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、情報連絡室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。情報連絡室は、直ちに内閣官房関係部局に連絡する。なお、情報連絡室が設置されていない場合は、I 1 (1) 及び(2) のとおり報告・連絡する。
- (2) 内閣危機管理監は、内閣官房副長官補及び関係省庁の局長等の幹部と、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。また、内閣官房副長官補（内政）は、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、政府としての対策について協議を行う。
- (3) 政府は、海外における新型インフルエンザ発生の疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合、内閣総理大臣が主宰し、全ての国务大臣、内閣官房副長官及び内閣危機管理監が出席する新型インフルエンザ対策関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）を開催し、政府の基本的対処方針について協議・決定するとともに、新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）設置の準備、在外邦人保護に関する措置及び水際での封じ込めに関する措置の準備、水際対策関係者等へのプレパンドミックワクチンの接種等について協議・決定する。
- (4) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行うため、官邸連絡室を設置する。厚生労働省は、事態に応じ、官邸連絡室に連絡要員を派遣する。関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸連絡室に報告する。
- (5) WHOがフェーズ4の宣言を行っていないものの、WHO及び周辺国を含む諸外国の動向等から必要があると判断する場合には、関係閣僚会議において、水際での封じ込めに関する措置等を開始することを協議・決定する。

## **3 海外における新型インフルエンザ発生が確認された場合の措置**

- (1) 厚生労働省、外務省は、WHOがフェーズ4を宣言するなど新型インフルエンザの発生が確認された場合には、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき内閣情報調査室に直ちに報告する。ただし、官邸連絡室又は情報連絡室が設置されている場合には、官邸連絡室又は情報連絡室に直ちに報告する。
- (2) 政府は、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき対策本部を速やかに設置する。
- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連

絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うため、危機管理センターに官邸対策室を設置する。官邸対策室は、必要に応じ、関係省庁からの連絡要員の派遣を要請する。関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸対策室に報告する。

#### **4 広報**

上記1から3を通じて、内閣官房及び関係省庁は、国民及び在外邦人の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

### **Ⅱ 国内における鳥インフルエンザの人への感染を確認した場合の措置**

#### **1 国内における鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合の措置**

(1) 厚生労働省は、国内で鳥インフルエンザの人への感染が疑われるとして、地方衛生研究所又は検疫所で発症者の検体に対する検査が行われ、その結果 H5 型鳥インフルエンザであると判明した場合は、国内における鳥インフルエンザの人への感染が確認された事態として、内閣情報調査室に直ちに報告する。

なお、発症者の渡航歴、過去数日間の行動、現在の症状等から、鳥インフルエンザに感染した可能性が極めて高いと判断される場合には、検査結果を待たずに報告する。

(2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

(3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告等を集中的に行うため、危機管理センターに情報連絡室を設置する。関係省庁は、事態に関する情報を情報連絡室に報告する。

(4) 内閣官房副長官補（内政）は、速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置（発症者の隔離、専門家チームの現地への派遣等）について協議・決定する。

(5) 厚生労働省は、国立感染症研究所における検査結果で H5N1 型鳥インフルエンザであると判明した場合には、情報連絡室に直ちに報告する。情報連絡室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

#### **2 広報**

内閣官房及び関係省庁は、国民の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

### **Ⅲ 国内における新型インフルエンザ発生の疑いがある場合の措置**

#### **1 国内における新型インフルエンザ発生の疑いがある場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、現地に派遣された専門家チームの調査結果等により、鳥との接触歴がなく、発症者とは血縁関係にない人が鳥インフルエンザに感染していることが確認されるなど、国内において新型インフルエンザ発生の疑いがあると判断される事態を把握した場合には、情報連絡室に直ちに報告する。情報連絡室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。なお、情報連絡室が設置されていない場合は、Ⅱ 1 (1) 及び (2) のとおり報告・連絡する。
- (2) 内閣危機管理監は、内閣官房副長官補及び関係省庁の局長等の幹部と、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。また、内閣官房副長官補（内政）は、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、政府としての対策について協議を行う。
- (3) 政府は、国内における新型インフルエンザ発生の疑いがあり、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合、関係閣僚会議を開催し、政府の基本的対処方針について協議・決定するとともに、対策本部設置の準備及び「新型インフルエンザ発生時の早期対応戦略ガイドライン」等に基づく地域封じ込めその他の措置の検討を開始することを決定する。あわせて、発症者の渡航歴等から海外における感染の可能性がある場合と判断される場合には、水際での封じ込めに関する措置の検討を開始することを決定する。また、事態に応じ、医療従事者及び社会機能維持者に対するプレパンデミックワクチンの接種について協議・決定する。
- (4) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行うため、官邸連絡室を設置する。厚生労働省は官邸連絡室に連絡要員を派遣する。その他の関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸連絡室に報告する。

#### **2 国内における新型インフルエンザ発生が確認された場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、国立感染症研究所においてウィルスの変異が確認された、又は鳥インフルエンザの感染が血縁関係にない人の間で拡大していることが確認されたなど国内における新型インフルエンザ発生が確認された場合は、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき内閣情報調査室に直ちに報告する。ただし、官邸連絡室又は情報連絡室が設置されている場合には、官邸連絡室又は情報連絡室に直ちに報告する。
- (2) 政府は、直ちに「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき対策本部を設置する。

- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うため、危機管理センターに官邸対策室を設置する。官邸対策室は、必要に応じ、関係省庁からの連絡要員の派遣を要請する。関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸対策室に報告する。

### **3 広報**

上記1・2を通じて、内閣官房及び関係省庁は、国民の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

## **IV 新型インフルエンザ対策本部**

### **1 対策本部会合の開催**

- (1) 対策本部会合は、本部長が主宰し、わが国におけるフェーズの変更又は重要な決定を行う必要がある場合等に開催する。
- (2) 第1回対策本部会合は、対策本部設置後速やかに開催する。関係省庁は、第1回対策本部会合が速やかに開催できるよう、対策本部設置前から新型インフルエンザ発生時の諸措置について、密接に連携して協議、検討を行うとともに、専門家諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）の委員予定者の意見を聴取するなどする。
- (3) 対策本部会合には、必要に応じ、諮問委員会委員長が有識者として、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補が関係者として出席する。

### **2 対策本部会合における協議事項等**

対策本部会合では情報を共有するとともに、必要に応じ諮問委員会の意見を聴取しつつ、新型インフルエンザへの対応に関する基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議・決定する。対策本部会合で決定する基本的対処方針に、フェーズ及び必要に応じ、盛り込むことが考えられる事項の例は次の通り（【 】内は想定されるフェーズ）。

なお、対策本部会合で協議・決定された事項のうち、閣議に付議すべきものがある場合には、当該事項を所掌する内閣官房及び関係省庁は、速やかに内閣総務官室と連絡を取り、所要の手続きを行う。

- (1) 水際における封じ込め
- ① 発生国における査証発給制限【4 A、5 A、6 A】
  - ② 検疫実施空港・港湾の集約化【4 A、5 A、6 A】

- ③ 検疫の強化（隔離・停留等の徹底）【４Ａ】
  - ④ 入国審査の強化【４Ａ】
  - ⑤ 国際航空機・旅客船等の運航自粛の要請【４Ａ、５Ａ、６Ａ】
  - ⑥ 検疫強化（隔離・停留等）などの解除【５Ｂ、６Ｂ】
- （２）在外邦人の保護
- ① 感染症危険情報の発出等在外邦人への情報提供
  - ② 帰国を希望する在外邦人の帰国手段の確保（民間航空機のチャーター、政府専用機、自衛隊機等の運航）【４Ａ以降】
- （３）国内における発生（感染拡大）の防止
- ① プレパネミックワクチンの接種【４Ａ、４Ｂ】
  - ② パネミックワクチンの接種【４Ａ、４Ｂ以降】
  - ③ 地域封じ込めの実施【４Ｂ、５Ｂ】
  - ④ 外出・集会自粛の要請【４Ｂ、５Ｂ、６Ｂ】
  - ⑤ 学校等の臨時休業の要請【４Ｂ、５Ｂ、６Ｂ】
  - ⑥ 企業の休業・職場対策の要請【４Ｂ、５Ｂ、６Ｂ】
- （４）社会機能の維持
- ① ライフライン（食料・電気・水道等）の維持【４Ａ、４Ｂ以降】
  - ② 医薬品、食料、生活必需品等の増産要請【４Ａ、４Ｂ以降】
  - ③ 医療機能の維持【６Ｂ】
  - ④ 政府備蓄物資の活用、供給ルートの確保【６Ｂ】
  - ⑤ 遺体の収容【６Ｂ】
- （５）海外への渡航抑制
- ① 感染症危険情報の発出【４Ａ】
  - ② 感染のおそれのある者に対する出国自粛の要請【４Ｂ、５Ｂ、６Ｂ】
- （６）その他
- ① 国民への的確な情報提供
  - ② 情報の収集・分析

### **3 広報**

対策本部は、対策本部の設置及び廃止、対策本部会合の開催状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。関係省庁は、それぞれの所掌に関連する事項について積極的に広報を行う。

### **4 対策本部の廃止**

事態が終息した場合には、対策本部は廃止する。

## **V 新型インフルエンザ対策本部幹事会**

### **1 対策本部幹事会の開催**

(1) 対策本部幹事会は、必要に応じ、内閣危機管理監が主宰して開催し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議検討するとともに、対策本部の方針に基づき関係省庁の行う措置について協議調整する。対策本部幹事は、必要がある場合、対策本部幹事会の開催を内閣危機管理監に求めることができる。

なお、内閣危機管理監は、対策本部幹事会を開催する時間的余裕がないときは、対策本部幹事の一部を緊急に招集し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項の協議検討を行うことができる。

(2) 内閣危機管理監は、特に専門的知識が必要と認められる場合は、対策本部幹事会に諮問委員会委員長を招致して意見を聴取することができる。

### **2 広報**

対策本部幹事会の広報については、対策本部会合に準じる。

## **VI 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会**

### **1 事前の準備**

(1) 厚生労働省は、内閣官房及び関係省庁と協議して、諮問委員会委員の人選を行い、事前に就任の承諾を得るとともに、緊急時の連絡先を把握する。

(2) 関係省庁は、平素における新型インフルエンザ対策の検討及び推進にあたり、必要に応じ、厚生労働省の協力を得て、諮問委員予定者の意見を聴取することができる。

(3) 新型インフルエンザ発生の疑いがある場合には、関係省庁は、必要に応じ委員予定者から意見を聴取して、新型インフルエンザ発生時の諸措置について協議検討する。

### **2 諮問委員会の開催**

(1) 諮問委員会は、対策本部が設置された場合に開催し、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について専門的立場から意見を表明するとともに、国の新型インフルエンザ対策に関する提言を行う。

(2) 諮問委員会委員長は委員の互選により決定する。

(3) 委員長は、必要に応じ、委員会に内閣危機管理監等対策本部幹事の出席を求めることができる。

(4) 諮問委員会の意見を聴取することが考えられる事項の例は次の通り。

① 新型インフルエンザの病原性・感染力等の評価

- ② 検疫港集約化、停留措置、航空機の運航自粛等水際対策に関する評価
  - ③ 抗インフルエンザ薬、プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの効果に関する評価
  - ④ 地域封じ込め対策に関する評価
- (5) 諮問委員会委員長は、諮問委員会を開催する時間的余裕がないときは、諮問委員に個別に意見を聴取した上で、委員会を代表して、対策本部会合及び対策本部幹事会に出席して意見を表明することができる。
- (6) 関係閣僚会議が開催された場合、必要に応じ、諮問委員予定者の全部又は一部が関係閣僚会議に出席して意見を表明することができる。

## **Ⅶ 新型インフルエンザ対策本部事務局**

### **1 対策本部事務局の設置**

- (1) 対策本部、対策本部幹事会、諮問委員会の事務を処理するため、事務局（以下「対策本部事務局」という。）を設置する。事務局の事務局長は内閣危機管理監をもって充て、事務局員は内閣官房及び関係省庁の職員をもって充てる。
- (2) 対策本部事務局は、必要に応じ、内閣官房及び関係省庁の課長級の職員により構成する会議を開催するなどにより、情報の集約と協議調整を行う。
- (3) 対策本部事務局は官邸対策室と連携して、事態への対処に当たる。

## **Ⅶ その他**

本対処要領は、新型インフルエンザ対策の検討状況及び新型インフルエンザ対策訓練の結果等を踏まえ、適宜、見直しを行う。